

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

町民生活課からのお知らせ

児童扶養手当の受給者は8月中旬に届出が必要です！

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親となり、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満まで）を監護する母や父などに支給されます。

【提出書類】

- ・児童扶養手当現況届【全ての受給者】
- ・一部支給停止適用除外事由届【次の①～④に該当者】

- ①支給開始月から5年を経過する予定の方（※）
 - ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方（※）
 - ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年を経過する予定の方（※）
 - ④既に上記①～③の期間を経過した方
- ※平成28年8月から平成29年7月までの間に期間を経過する方が対象です。※提出がない場合は手当額の一部又は全部が停止される場合があります。

●どさんこ・子育て特典カードの配布について

北海道では、妊娠・出産、子育てを支える環境づくりを推進するため、事業者と行政の協働により、妊娠中の方や小学生までの子どもがいる世帯に買物などの際に商品の割引特典サービスを提供し、子育て世帯を応援しています。交付を希望される方は、下記に記載する交付場所でお受取り下さい。

【対象世帯】

● 新冠町在住の妊娠中の方、小学生までの子どもがいる世帯

【使用方法】

● 買い物や施設などを利用する際に特典カードを提示することで、様々なサービスが受けられます。

【使用店舗など】

● 道内外の各地で利用が可能です。
● 詳しくは、北海道ホームページをご覧ください。
● <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>

● 制度についての問い合わせなど、詳しくは、下記担当までご連絡ください。

二つの給付金のお知らせ

町では、8月1日から10月31日まで二つの給付金の受付を行っています。期限までに申請がない場合は給付金を受け取ることができなくなりますので、対象となる方は必ず申請するようにして下さい。

【臨時福祉給付金】

昨年度に引き続き消費税率の引上げにより、所得の低い方への負担を軽減するための適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が支給されます。

○給付対象者

平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方。ただし、ご自身を扶養されている方が課税者の場合や基準日時点で生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となります。

○給付金の額 1人につき3,000円

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ社会係 ☎0146・47・2112

【年金生活者等支援臨時福祉給付金

（障害・遺族基礎年金受給者向け給付金）】

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者などに対して、給付金が支給されます。

○給付対象者

- ・平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者
- ・障害年金・障害基礎年金・障害厚生年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金を受給している方
- ・平成28年4月分の年金受給がある方、同年5月分の年金受給がある方

なお、今年度、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）の支給を受けた方は対象となりませんのでご了承ください。

○給付金の額 1人につき30,000円

医療職及び福祉職養成修学資金貸付制度のお知らせ

町では、新冠町内で働く福祉職員の確保のため、修学資金貸付制度に介護福祉士と保育教諭を追加し、「医療職及び福祉職養成修学資金貸付制度」として平成29年度から制度の拡充を図ることにいたしました。

当制度は、町内に住所を有する者又は町内に住所を有する者の子弟であって、医療職（※1）及び福祉職（※2）を養成する学校に進学又は在学する者で、将来新冠町内の福祉施設で当該職種として勤務しようとする者に対して月額10万円以内の修学資金を貸付するものです。

また、学校卒業後に新冠町内の福祉施設で上記の職種として3年以上勤務された場合には、貸付金の返還が免除されます。

当制度において貸付を受けるには、連帯保証人2名（未成年の場合には内1名は保護者）が必要となるほか、申請に各種書類の添付が必要となります。

● ※1. 当制度における医療職とは次の職種です。

- ①保健師、助産師、看護師及び准看護師
- ②診療放射線技師
- ③薬剤師
- ④理学療法士及び作業療法士

● ※2. 当制度における福祉職

- とは次の職種です。
- ①介護福祉士
- ②保育教諭

●《申請受付期間》

● 平成29年3月1日（水）～3月31日（金）
● ※制度の詳細については担当までご連絡ください。

●問い合わせ先

● 総務課総務グループ総務係 ☎0146・47・2497



健康カレンダー

（お問い合わせ先：保健福祉課 ☎0146・47・2113）

月	日	時間	事業名	場所
8月	19日(金)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
	25日(木)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしや塾 (介護予防教室)	レ・コード館
	26日(金)	18:30~20:00	からだリセット講座	保健センター
	30日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしや塾 (介護予防教室)	保健センター
9月	2日(金)	13:00~15:30	母親学級キレイ☆ママら〜む	保健センター
	5日(月)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室	保健センター
		13:30~15:00		節婦生活館
	6日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしや塾 (介護予防教室)	町民センター
	7日(水)	受付時間 13:00~13:20	B C G 予防接種	保健センター
	9日(金)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室	泊津生活館
		13:30~15:00		泉生活館
	12日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
	13日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしや塾 (介護予防教室)	保健センター
		18:30~20:00	からだリセット講座	保健センター
	15日(木)	8:00~16:00	脳のMRI検診	保健センター
16日(金)	8:00~16:00			
17日(土)	8:00~12:00			
20日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしや塾 (介護予防教室)	保健センター	

移動献血車「ひまわり号」来町 献血にご協力ください！

期日：9月15日（木）
時間：新冠町農協前 午前9時～10時30分
新冠町役場前 正午～午後3時30分
今年度より実施時間が変更になっていますのでご注意ください。次回は、平成29年2月7日（火）を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係
☎0146・47・2112

ご寄附ありがとうございました。 (敬称略)

●老人ホーム「恵寿荘」に役立ててと

- ☆早川 憲吾 (白菜24.5kg)
- ☆斉藤 艶子 (カット布2袋)
- ☆畑中 与治 (古布1箱)
- ☆中地 春夫 (古布3箱)
- ☆池田 博政 (古布3袋)
- ☆芳賀 敏 (紙おむつ1袋)
- ☆小山田 孝義 (ピーマン9.2kg)
- ☆芽呂女性部 (古布2袋)
- ☆ボランティアグループちよぼら (カット布6袋)

新冠町社会福祉協議会へ

- 福祉事業に役立ててと
- ☆芽呂女性部 (古切手4袋)